

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

職員の特殊勤務手当に関する条例に基づき、児童相談所に勤務する職員が、児童福祉法に基づく家庭訪問、指導、相談等に係る業務（児童の一時保護に係る業務を除く。）に従事した場合に支給している福祉現業手当について、東京都が令和4年4月から福祉等業務手当の支給額を改定したことを踏まえ、本区においても支給額を改定する。

2 改正内容

- (1) 第4条第2項第3号で規定する福祉現業手当の支給上限金額を490円から950円に改定する。
- (2) (1)で規定する手当の額は、従事した日1日につき950円を超えない範囲内において、規則で定める。

3 施行期日等

公布の日

ただし、改正後の規定は、令和4年4月1日から適用する。